

細木咲良後援会会則

第1条 名称

本会は、『細木咲良後援会』(以下「本会」と称する。

第2条 本会の事務局を次の所在地に置く。

松江市袖師町9-38-701 細木咲良後援会事務局

第3条 目的

本会は、島根県松江市出身のプロテニスプレーヤー、細木咲良選手の活動理念に賛同し、その支援及び宣伝・広報活動、会員間の親睦活動等、細木咲良選手を応援することを目的とした事業を行う。

第4条 参加資格

本会は、細木咲良選手を応援し、本会の目的に賛同する法人または個人を会員とする。

第5条 入会及び年会費

1. 本会に入会を希望する法人または個人は、所定の様式に必要事項を記入し、下記の年会費を納入し、入会するものとする。
2. 会員資格は毎年4月1日から3月31日までとする。
3. 脱会時の年会費の返還は行わない。
4. 中途入会の場合も月割りではなく年額を納めなければならない。
5. 年会費 法人 10,000 円／社 個人 2,000 円／人
6. 年会費の納入は、2月1日から3月末日までを原則とする。

第6条 会員資格の更新

1. 会員は、年会費を納入することによって会員資格を更新することができる。
2. やむを得ない事由によらず、2年間年会費の納入がない会員はその資格を失う。

第7条 役員

1. 本会に次の各号に掲げる役員を置く
 - (1)会長 1名
 - (2)副会長 1名
 - (3)理事 2名
 - (4)監査役 2名
 - (5)事務局長 1名 及び事務局補佐 2名

第8条 役員を選任と任期

1. 会発足一期目の役員は複数名の会の発起人によって選任する。
2. 二期目以降の役員は会員の中から役員会において選任する。
3. 役員任期は2年間とし、再任は妨げない。

第9条 役員会

1. 役員会は、第7条の役員をもって構成し役員会を行う。
2. 役員会は、次の各号に掲げた事項の審議を行い議決する。
 - (1) 本会の事業計画、予算・決算、役員等の選任、会則の改訂、その他次項の執行
 - (2) 本会の組織及び運営に関する事項
 - (3) その他

第10条 会計年度及び運営資金

1. 本会の会計年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。但し初年度の会計開始日は会の発足日とする。
2. 本会の運営資金は、年会費、寄付金その他を持ってこれにあてる。その他の中に、2019年の細木咲良さんを応援する会の余剰金を含む。
3. 会計は、事務局長がその責任を持つ。
4. 本会の毎年の収支決算書は会長と事務局が作成し年1回、役員会の審議と監査役の監査を経て役員会に報告、承認を受けるものとする。

第11条 細則

本会則に定めのない事項は役員会において協議する。

(附則) 本会則は、2019年8月1日より施行する。

(附則) 本会則は、2020年7月1日より施行する。

(附則) 本会則は、2023年4月1日より施行する。

< 細木咲良後援会一期役員 >

会長	久保田 一朗
副会長	田部 長右衛門
理事	柏井 貴代美・細木 秀樹
監査役	秀浦 淑晃・野津 和美
事務局長	小立 哲也
事務局補佐	永瀬 晶洋・細木 みはる